広告募集案内【定数制】 (広告付物品提供募集仕様書)

広告付の「婚姻届の書き方」を提供してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

~	
称	広告付「婚姻届の書き方」
容	婚姻届を記入する際の書き方見本及び注意事項等
	を説明する案内書を本市が指定する内容でデータ
	を作成し、印刷物を納品してください。
サイズ	297mm×420mm (A 3)
	1 紙色: ピンク(両面)の透けない用紙
仕様等	2 色数:1色(黒文字)
	3 折り:長辺を半分に二つ折り
	4 その他:別紙参照(原稿の文字の修正あり)
集数	48, 400 枚
期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
方法	18 区戸籍課及び行政サービスコーナーにおいてラ
•場所等)	ック等に置き、希望者へ配布
期限	令和6年3月15日
	各区役所戸籍課戸籍担当 (18 か所) 及び各行政サ
方法	ービスコーナー(9か所)及び市庁舎へ納品
	【別表】納入場所一覧(納品部数は別途協議)
考	表面データの文書校正、確認は本市が行いますの
	で、別途指定する期日までに広告面を含む印刷デ
	ータをご提出ください。
	称

▼表紙画像:前回(令和5年10月)発行分



■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数
婚姻届の書き方(A3) 裏面のうち右A4サイズ相当分	297mm×210mm 程度	1 枠(4 枠程度まで分割可)	任意 (カラーも可)

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 広告は次に掲げる業種・事業者に限定します。

- 結婚式場
- ・ギフト (進物、引き出物)
- 生花店
- 旅行代理店
- ・ジュエリー (宝石、貴金属)
- ・フォトスタジオ
- ・ブライダル情報誌出版社
- 不動産事業者

■原稿の制作等

広告原稿提出締切 事業者選定後に調整

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 印刷物の製作前に広告主審査及び原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主自らのお申込みも可能です。
申 込 方 法	申込書(別紙)をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に複数のお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。(午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。)
募集開始日	令和5年12月11日(月)
申 込 期 間	令和5年12月11日(月)~令和5年12月25日(月)
申 込 先	(担当課名)横浜市市民局窓口サービス課 (所 在 地) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50-10 (TEL/FAX) TEL 045-671-2176 / FAX 045-664-5295 (E メール) sh-madoguchi@city.yokohama.jp

設置場所	郵便番号	所在地
市民局窓口サービス課	231-0005	中区本町6-50-10
鶴見区役所戸籍課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1
鶴見駅西口行政サービスコーナー	230-0062	鶴見区豊岡町2-20
神奈川区役所戸籍課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8
西区役所戸籍課	220-0051	西区中央1-5-10
横浜駅行政サービスコーナー	220-0011	西区高島2-25-5
中区役所戸籍課	231-0021	中区日本大通35
南区役所戸籍課	232-0024	南区浦舟町2-33
港南区役所戸籍課	233-0003	港南区港南4-2-10
上大岡駅行政サービスコーナー	233-0002	港南区上大岡西1-9-B-1
港南台行政サービスコーナー	234-0054	港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3F
保土ケ谷区役所戸籍課	240-0001	保土ケ谷区川辺町2-9
旭区役所戸籍課	241-0022	旭区鶴ケ峰1-4-12
二俣川駅行政サービスコーナー	241-0821	旭区二俣川2-50-14 ジョイナステラス 1 5階
磯子区役所戸籍課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1
金沢区役所戸籍課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1
港北区役所戸籍課	222-0032	港北区大豆戸町26-1
新横浜駅行政サービスコーナー	222-0033	港北区新横浜2-100
日吉駅行政サービスコーナー	223-0061	港北区日吉2-1-1
緑区役所戸籍課	226-0013	緑区寺山町118
青葉区役所戸籍課	225-0024	青葉区市ケ尾町 31-4
あざみ野駅行政サービスコーナー	225-0011	青葉区あざみ野2-1-2
都筑区役所戸籍課	224-0032	都筑区茅ケ崎中央32-1
戸塚区役所戸籍課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17
東戸塚駅行政サービスコーナー	244-0801	戸塚区品濃町692
栄区役所戸籍課	247-0005	栄区桂町 3 0 3 - 19
泉区役所戸籍課	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区役所戸籍課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190

[※]戸塚行政サービスコーナーは戸塚区役所と同住所につき略

別紙(表)

届

令和 ○年 ○月 ○日届出

(届出先) 横浜市 ○○ 区長

に な る に (よみかた) 氏 名 神 奈 子 郎 浜 花 12 年 9月 16日 12 年 7月24日 生 年 月 日 ^{」同石}横浜市●●区○○町 □同定 横浜市●●区○○1丁目 住 15 ⊝○マンション B-104 () 団地 35 葉地 (住民登録をして) 号 8棟504号 世帯主 □同左 横 \いるところ 世帯主 □同右神奈川 太郎 | 浜 川崎市●■区○○町 本 京都市●●区○○町 1 番地 138 葉地 8 /外国人のときは 国籍だけを書い (3) てください 神奈川 郎 大 横 浜 助 の氏名 父母及び 神奈川 大 助 浜 続き柄 続き 柄 養父母の氏名 父母との続き柄 神奈川 和 子 浜 富 長女 / 右記の養父母以外 \ 養父 続き 柄 続き 柄 にも養父母がいる場 合にはその他の欄 養母 養母 に書いてください 養子 養女 新本籍(左の区の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 婚姻後の夫婦の □ 夫の氏 氏・新しい本籍 □妻の氏 東京都●●区○○町1丁目1 結婚式をあげたとき、または、同居を始め 昭和·平成·令和) 年 〇 月 と たときのうち早いほうを書いてください た き
 □ 死別 昭和·平成·令和
 □ 死別 □

 ■ 離別
 年
 月
 日)
 □ 初婚
 再婚(□ 雅別
 (6) 初婚・再婚の別 □ 初婚 再婚 □ 離別 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 同居を始める 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者 前の夫妻のそれ 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々 ぞれの世帯の または1年未満の契約の雇用者は5) おもな仕事と 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください) (8) 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業 の 届出人署名 神奈川 太 郎 印 浜 花 子 (※押印は任意) 証 2 枝印 沢 \equiv 郎印 沢 桃 (※押印は任意) 昭和 昭和 生 年 月 日 47 年 1月 15日 52 年 3 月 3 日 東京都●●区○○三丁目 東京都●●区○○三丁目 住 所 40 番地 3 号 3 号 東京都●●区○○四丁目 東京都●●区○○ 四丁目 籍 本 2 運地 2 運地

婚姻届の書き方とご注意

1. ご持参いただくもの

婚姻届書及び戸籍全部事項証明書(謄本) ……(2の表参照)

・この届書を提出していただく際は、運転免許証や パスポートなどの本人確認書類が必要となります。 ・住所地への届出で氏や住所に変更のある方は マイナンバーカードをお持ちください。

※法改正により令和6年3月以降戸籍全部事項証明書(謄本)が不要になる予定です。 詳しくは婚姻届の提出先の区役所戸籍課にご確認ください。

2. 届書通数と戸籍全部事項証明書(謄本)の必要通数

届 出 地	戸籍全部事項証明書(謄本)の通数	届書通数
夫と妻の本籍地の区役所(夫・妻とも同一区である場合)	必要ありません	
夫の本籍地の区役所	妻の戸籍全部事項証明書(謄本) 1通(※)	1 通
妻の本籍地の区役所	夫の戸籍全部事項証明書(謄本) 1通 (※)	1
夫・妻の本籍地以外の区役所	夫と妻の戸籍全部 (夫…l通(※)) 事項証明書(謄本)(妻…l通	

◎ 戸籍全部事項証明書(謄本)は本籍地からとりよせてください。

※横浜市内の区役所に届出をする場合は横浜市内に本籍のある方に限り、 戸籍全部事項証明書(謄本)は必要ありません。

3. 届出人の欄について

夫と妻が、旧姓で署名してください(押印は任意です。)。

4. 証 人

成年の方2人の署名を必要とします(押印は任意です。)。

住所変更について 住所の異動届は、時間外は取扱っておりませんので、ご注意ください。 婚姻届と同時に、住所等を変更される方は、届書には新住所を記入して、次の届出を あわせてしてください(婚姻届だけでは、住所は変わりません。)。

	届	届出期間	届出人	必要な書類	備	考
転	入	転入または転居 をした日から	本 人	転出証明書	横浜市外から異動して	こきたとき
転	居	14 日以内	または		横浜市内で住所を異動	力したとき
世	帯変更	変更があった日 から 14 日以内	世帯主		世帯主の変更、世帯の合併等をしたとき	分離、世帯の

^{*}マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で転出届の際に 転出証明書の交付を受けなかった方は不要です。

◎ 住所変更について、くわしくは戸籍課登録担当におたずねください。

6. その他

- 令和4年4月1日施行民法改正による経過措置により、平成16年4月2日生まれから 平成18年4月1日生まれまでの女性が18歳に達する前に婚姻届出をする場合は、 父母の同意が必要になりますので、届書の「その他」の欄に父母の署名をするか、 同意書を作成してください(押印は任意です。)。
- 印鑑登録されている方について、婚姻により氏が変わった時は、氏(旧姓)が 入った登録印は抹消されます。

婚姻届の提出先については裏面をごらんください。

注 □鉛届 に筆書 おては書き はもする もいと 回や黒 oようによった。 い消えるボー ボインクかり しべう をンル つけて、ペン等 くだと いでください。 いっきり と戸籍のとおり記入してくださ

別紙(裏)

婚姻届の提出先

- ◎ 夫または妻になる方の、住所地または本籍のある区役所(市区町村)。
- ◎ 上記以外の区役所(市区町村)への提出など、詳しくは区役所戸籍課 戸籍担当にお問い合わせください。
- ◎ 横浜市内で提出される場合、市役所・行政サービスコーナーでは受付で きません。

受付時間

月曜日~金曜日 8:45~17:00

(横浜市内の区役所) 第2・第4土曜日 9:00~12:00

(休日、夜間等上記時間帯以外に婚姻届を提出される方は区役所におたずねください。)

区役所の案内

	所在地	電話番号
鶴見区役所戸籍課戸籍担当	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1700
神奈川区役所戸籍課戸籍担当	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7031
西区役所戸籍課戸籍担当	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8331
中区役所戸籍課戸籍担当	横浜市中区日本大通35	045-224-8291
南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1115
港南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8331
保土ケ谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市保土ケ谷区川辺町2-9	045-334-6231
旭区役所戸籍課戸籍担当	横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12	045-954-6031
磯子区役所戸籍課戸籍担当	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2341
金沢区役所戸籍課戸籍担当	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7731
港北区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2250
緑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市緑区寺山町118	045-930-2247
青葉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2225
都筑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1	045-948-2251
戸塚区役所戸籍課戸籍担当	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8331
栄区役所戸籍課戸籍担当	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8340
泉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2341
瀬谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5641

広告スペース

広告掲載申込書(広告付物品提供:先着順)

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申	所在地		₸ -
	ふりがな ************************************		
	名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
込者		ふりがな 氏名	
19	連絡先	TEL/ FAX	TEL /FAX
	X2/11/1	Eメール	
	業種・事	業内容	
	ホームページ URL		
Ж Гл	広告主」の欄	は、申込者	と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。
広	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		
告	代表者職名・氏名		
主	業種・事業内容		
	ホームページ URL		
	ご提供いただく 物品の名称		広告付「婚姻届の書き方」
申込	広告内容		
内容	物品提供等 に係る経費		千円(概算) ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。
	個人情報	吸収集	す
誓約事項	 ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 		

※ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン (広告媒体に関するお知らせ) の配信を希望されますか。 (希望する・希望しない・登録済)